

## 上野原市告示第70号

上野原市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

上野原市長 村上 信行

上野原市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る減免取扱要綱の一部を改正する告示

上野原市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る減免取扱要綱（平成26年上野原市告示第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加える。

様式第2号中「被保険者均等割」の次に「額及び18歳以上被保険者均等割額」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。